

収入金額ヲ以テ戰爭保險關係ニ基ク支拂ニ不足シタル場合ニ於ケル借入金ノ利息トシテ支拂ヒタル額トス

第三十八條 戰爭保險關係ニ基ク収入金額ニ對スル利息ハ保險會社ガ取得シタル額トス

第四章 雜 則

第三十九條 戰爭保險臨時措置法第二條ノ指定ハ大藏大臣之ヲ告示ス

第四十條 保險會社ガ代理店主ヲシテ戰爭保險ニ關スル事務ヲ取扱ハシムルトキハ其ノ旨記載シタル書面ヲ

代理店主ニ交付シ代理店主ヲシテ其ノ營業所ノ見易キ箇所ニ掲ゲシムベシ

第四十一條 保險會社ハ戰爭保險臨時措置法第五條第一號ニ該當スル事實アリト認ムルトキハ遲滯ナク其ノ

旨ヲ大藏大臣ニ報告スベシ

第四十二條 戰爭保險臨時措置法第八條ノ額ハ十萬圓トス

第四十三條 戰爭保險臨時措置法第十條ノ證券ハ別記様式ニ依ル

附 則

第四十四條 本令ハ戰爭保險臨時措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四十五條 戰爭保險臨時措置法附則第二項ノ保險金額ハ左ノ各號ノ定ムル所ニ依ル

一 保險ノ目的ガ家屋臺帳ニ登録セラレタル家屋ナルトキハ其ノ賃貸價格ニ左ノ數ヲ乗ジタル額以下トス

但シ其ノ額ガ其ノ物ヲ保險ノ目的トシ戰爭保險ヲ付セントスル保險會社ヲ保險者トシ現ニ締結シ居ル火

災保險契約(所有者トシテ通常有スベキ利益ヲ保險ニ付シタルモノニ限ル以下同ジ)ノ保險金額ノ十分ノ七ニ相當スル額ニ滿タザルトキハ此ノ額以下トス

市ニ所在スル家屋

六

町ニ所在スル家屋

十

其ノ他

二十

二 保險ノ目的ガ家財ナルトキハ世帯毎ニ其ノ世帯ニ屬スル成年者一人ニ付三百圓、未成年者一人ニ付百五十圓ノ割合ヲ以テ計算シタル額以下トス但シ其ノ額ガ其ノ物ヲ保險ノ目的トシ戰爭保險ヲ付セントスル保險會社ヲ保險者トシ現ニ締結シ居ル火災保險契約ノ保險金額ノ十分ノ七ニ相當スル額ニ滿タザルトキハ此ノ額以下トス

三 其ノ他ノ場合ニ於テハ保險價額ノ十分ノ七ニ相當スル額トス

第四十六條 戰爭保險臨時措置法第八條ノ額ハ同法附則第二項ノ規定ニ依ル保險契約ニ付テハ五千圓トス

第四十七條 第三十四條ノ期間ハ戰爭保險臨時措置法施行後最初ニ爲ス計算ニ付テハ同法施行ノ日ヨリ昭和

十七年十一月三十日迄トス

改正法令記入欄

表 面

大藏省 大藏省 印藏	臨時 戰爭保險臨時措置法第十條ノ規定ニ基ク 章	官氏 名

別記様式

戰爭保險臨時措置法施行規則

(用紙寸法 縱九一耗 橫六四耗)

裏 面

第 號 昭和 年 月 日 交付
-----------------------------

戦争保険臨時措置法施行期日  
指定ノ件

(昭和十七年一月二十四日  
勅令第二十四號)

朕戦争保険臨時措置法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム  
戦争保険臨時措置法ハ昭和十七年一月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

戦争保険臨時措置法施行期日指定ノ件

保險會社指定ノ件

(昭和十七年一月二十一日)  
大藏省告示第十五號

戰爭保險臨時措置法第二條ノ規定ニ依リ保險會社ヲ左ノ通指定シ 戰爭保險臨時措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

名 稱	住 所
東京海上火災保險株式會社	東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地一
東京火災保險株式會社	東京市麴町區大手町一丁目六番地ノ六
明治火災海上保險株式會社	東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地一
日本火災保險株式會社	東京市日本橋區通二丁目四番地四
帝國海上火災保險株式會社	東京市麴町區大手町一丁目六番地六
大阪海上火災保險株式會社	大阪市北區堂島濱通二丁目二番地一
日本海上火災保險株式會社	大阪市西區江戸堀上通一丁目二十五番地
富國火災海上保險株式會社	東京市京橋區京橋三丁目二番地ノ四
橫濱火災海上保險株式會社	橫濱市中區本町五丁目四十八番地
共同火災保險株式會社	大阪市北區曾根崎上二丁目四十八番地

神戸海上火災保險株式會社
東洋海上火災保險株式會社
福壽火災保險株式會社
日產火災海上保險株式會社
大倉火災海上保險株式會社
東邦火災保險株式會社
豐國火災保險株式會社
帝國火災保險株式會社
千代田火災保險株式會社
第一火災海上保險株式會社
住友海上火災保險株式會社
日東海上火災保險株式會社
大東海上火災保險株式會社
朝日海上火災保險株式會社
大正海上火災保險株式會社

保險會社指定ノ件

神戸市神戸區明石町十九番地
東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地ノ一
名古屋市東區廣小路通六丁目三番地
東京市麴町區丸ノ内二丁目十八番地
東京市京橋區銀座二丁目二番地ノ九
東京市京橋區銀座西五丁目一番地ノ四
大阪市北區曾根崎新地三丁目五十三番地ノ一
東京市麴町區內幸町二丁目九番地
東京市京橋區京橋二丁目二番地ノ一
東京市日本橋區吳服橋一丁目三番地
東京市麴町區丸ノ内一丁目二番地二
神戸市神戸區明石町十九番地
東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地一
大阪市東區北濱二丁目八十五番地ノ一
東京市麴町區丸ノ内二丁目十六番地ノ二

改 正 法 令 記 入 欄

保險會社指定ノ件

一七四

- 大福海上火災保險株式會社
- 三菱海上火災保險株式會社
- 攝津海上火災保險株式會社
- 辰馬海上火災保險株式會社
- 東神火災保險株式會社
- 大日本火災海上保險株式會社
- 大北火災海上運送保險株式會社
- 東洋火災保險株式會社
- 神國海上火災保險株式會社
- 太平洋海上火災保險株式會社
- 日本動產火災保險株式會社
- 日本共立火災保險株式會社
- 日本簡易火災保險株式會社
- 東京動產火災保險株式會社
- 大成火災海上保險株式會社
- 大阪市東區淡路町三丁目二十番地
- 東京市麴町區丸ノ内二丁目六番地
- 大阪市北區堂島濱通二丁目二番地ノ一
- 西宮市本町三十二番地
- 東京市日本橋區通三丁目二番地ノ三
- 大阪市北區曾根崎上二丁目四十八番地
- 東京市麴町區丸ノ内二丁目二十番地ノ一
- 東京市麴町區大手町二丁目二番地三、四
- 大阪市西區土佐堀船町三十五番地
- 大阪市北區堂島濱通三丁目三番地、四番地
- 大阪市東區北濱一丁目六番地
- 東京市京橋區銀座西六丁目三番地ノ五
- 大阪市南區末吉橋通二丁目三番地、四番地ノ二合併及四番地ノ一
- 東京市日本橋區通三丁目二番地ノ三
- 臺北市表町二丁目一一番地

保 險 料 指 定 ノ 件

(昭和十七年一月二十二日)  
大藏省告示第十六號

戰爭保險臨時措置法施行規則第七條ノ規定ニ依リ 保險料ヲ左ノ通指定シ戰爭保險臨時措置法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 一 保險ノ目的ガ運送品以外ノモノナルトキ  
保險期間六月又ハ其ノ未滿ニ付保證金額ノ千分ノ四ニ相當スル額トス但シ倉庫業者ガ保險契約者トシテ倉庫ニ保管スル不特定物ヲ保險ニ付スル場合ニ於テ保險期間ヲ一月又ハ其ノ未滿ト爲シタルトキハ保險金額ノ千分ノ〇・八ニ相當スル額トス
- 二 保險ノ目的ガ運送品ナルトキ  
保險金額ノ千分ノ一ニ相當スル額トス

保險料指定ノ件

## 戰爭保險ノ目的物タリ得ザルモノ 指定ノ件

(昭和十七年一月二十一日)  
大藏省告示第十七號

戰爭保險臨時措置法施行規則第二條第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ通指定シ 戰爭保險臨時措置法施行ノ日ヨ  
リ之ヲ施行ス

敵産管理法ニ依ル敵産但シ左ニ掲グル者ニ屬シ又ハ其ノ者ノ保管スル財産ヲ除ク

- 一 敵國內ニ居住スル個人ニシテ日本ノ國籍ノミヲ有スル者
- 二 敵國內ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人又ハ敵國ノ法令ニ依リ設立セラレタル法人ニシテ資本又ハ議決權ノ全部ガ日本臣民又ハ日本法令ニ依リ設立セラレタル法人(但シ敵産管理法施行令第三條第一項第三號又ハ第四號ニ掲グルモノヲ除ク)ニ屬スルモノ

## 戰時禁制品指定ノ件

(昭和十六年十二月二十二日)  
海軍省告示第四十一號

今次戰爭ニ於ケル戰時禁制品左ノ通定ム

第一條 別段ノ規定ナキ限り左ノ各號ニ掲グル材料及物件ハ絶對的戰時禁制品タルベキモノトス

- 一 一切ノ武器、彈藥、爆發物、破壞具、化學戰用化學藥品又ハ其ノ器具類及此等ノ組成品、部分品、附屬品竝ニ此等ノ製造、修理ニ供セラルル機械類
- 二 陸上、海上又ハ空中ニ於ケル一切ノ輸送機關又ハ輸送手段及此等ノ組成品、部分品、附屬品竝ニ此等ノ製造、修理ニ供セラルル機械類
- 三 一切ノ燃料、加熱材料又ハ機械潤滑用材料及此等ノ組成品竝ニ此等ノ製造、修理ニ供セラルル機械類
- 四 第一號乃至第三號ニ掲グル物件ノ使用ニ必要又ハ便利ナル物件又ハ獸類
- 五 軍事行動遂行ニ必要又ハ便利ナル一切ノ陣營具、被服、通信器具、照明器具、其ノ他ノ器具、機械類、地圖、繪畫、寫真、文書及其ノ部分品、附屬具
- 六 貨幣、地金銀、紙幣、有價證券又借用證書
- 七 第四號乃至第六號ニ掲グル物件ノ生産、製造、修理又ハ使用ニ必要又ハ便利ナル物件

改正法令記入欄

戦時禁制品指定ノ件

一七八

第二條 別段ノ規定ナキ限り左ニ掲グル材料及物件ハ條件附戦時禁制品タルベキモノトス  
一切ノ糧食、飼料、糠稗又ハ被服竝ニ此等ノ生産、製造ニ供セラルル材料及物件

第三條 第一條及第二條ハ夫々大正三年軍令海第八號海戦法規第五十五條及第五十六條ニ代ルモノトス



欄 入 記 令 法 正 改

# 規 法 濟 經 制 統 式除加 府阪大 付 令

規法全係關法員動總家國  
規法全係關法置措時臨品入出輸  
法店商・合組業工・合組業商・法整調金資時臨  
省工商・制統業產・法稅新・法理管替為國外  
示告・令府阪大・價物定公省生厚・省林農

(行發回二月每錄追) 濟除加迄號一十二 頁千五約版菊  
錢 十 五 稅 郵 (圓 八 拾 價 定)

<p>配給元 東京市神田區 淡島町二丁目九 日本出版配給株式會社 會員番號 一〇七〇一〇</p>	<p>發行所 大阪府北區曾根崎 上一丁目六〇番地 銀行問題研究會 電話北三三〇五番 探替大阪四〇一六番</p>	<p>不 複 許 有 製 有 編者 喜作 發行所 伊藤由三郎 印刷者 藤本卯之助</p>	<p>昭和十七年二月五日印刷 昭和十七年二月十日發行 大東亞戰爭完遂法令 定價 壹圓五拾錢</p>
--	---	--	---

加除式よりも便利な新考案

發行所 銀行問題研究會

# 法令 戰時統制法令叢書

本叢書の特色は本會獨創の法令挿入式を採用し、今後法規の改正、關係法規の新公布等の場合には直ちに本會發行の「統制經濟時報」又は官報を利用して餘白頁に記入又は貼付し得ることとした點である。即ち本叢書は從來の單行本と加除式統制法規の各長所を活かした上、低廉且迅速といふ三大特色を有するのであつて、本叢書の出現は必ずや江湖の絶讃と支持を博するものと信じて疑はない。

豫め御申込置き下さらば發刊の都度迅速に送本致します!!

- 第一輯 企業許可令解説 (價一・〇〇)
- 第二輯 衣料切符制の解説 (附物資統制令諸規則) (價一・八〇)
- 第三輯 大東亞戰爭完遂法令解説 (價一・五〇)
- 第三輯 勞務調整令・國民勤勞報國協力令解説 (近刊)
- 第四輯 重要産業團體令便覽 (法規解説、定款、統制會員名簿、關係法規) (近刊)

本邦唯一の統制經濟法令の一大鳥瞰圖!!

毎月二回(十五日・三十日)發行

# 統制經濟時報

一部 四十錢  
 半年 四圓八十錢  
 一年 九圓六十錢

本誌は官報掲載の國家總動員法令、統制經濟關係法令を細大洩らさず全部収録し、且これに一々懇切明快なる解説を附すると共に、商工省及び農林省通牒、最近統制違反判決例、公定價格品名(大阪府公價品名附)等を掲載せるを以て、本誌一部を机上に備へられんか、複雑難解なる時局法令と雖も、その全貌は正に一目瞭然である。官廳、地方自治團體はもとより學校、組合、銀行、會社、各種團體等は即刻本誌を備へられたい。

發行所

大阪市北區會根崎 銀行問題研究會  
 大阪市北區會根崎 電話三五〇五番  
 大阪市北區會根崎 電話一〇六番

輯二第・書叢令法制統時戰

# 說解令制統資物 令式入插

(容 内)

全纖維製品配給機構の整備と総合的切符制度を内容とする纖維製品配給消費統制規則は遂に二月一日より實施された。正に我國未曾有のことであり、大東亞戰爭決戦下、國民一般の理解と協力が強く要請される所以である。

生果物配給統制規則  
 鮮魚介配給統制規則  
 水産物配給統制規則  
**衣料切符制度**  
 (纖維製品配給消費統制規則)  
 食肉配給統制規則  
 味噌醬油配給統制規則  
 特殊鋼需給統制規則

本書は衣料切符制度(纖維製品配給消費統制規則)外物資統制令關係の全法規を集め、これに一々懇切なる解説を附すると共に、關係諸法令を網羅して諸賢の御便宜に供したものである。

定價 一圓八十錢 送料 十錢

地番〇六目丁一上崎根會區北市阪大

銀行 論 叢 會究研題問行銀  
 規法濟經制統 報時濟經制統

銀行問題研究會編

昭和十六年十二月實施

# 正改消費稅法解説

(容 内) 物品稅 遊興飲食稅

酒 清涼飲料稅  
 砂糖消費稅  
 場稅  
 通 建築稅  
 行 牌稅  
 印 骨稅  
 紙稅

頁十三百二 番六列B

錢六 料送 錢十六圓一價定

平年度六億三千萬圓に達する今次の消費稅増徴は、わが國稅制史上正に劃期的なものであるが、それだけに又戰時下國民生活の上に及ぼす影響の大なることは論を俟たない。弊會はこの點に鑑み、今次改正の消費稅法全般に亘る最も懇切明快なる解説書として、本書を上梓することとしたが、特に重要な物品稅と遊興飲食稅については、飽迄も實際的な立場から、詳細且具體的な説明を附してその完璧を期した次第である。

目下發賣中好評に付賣切の處あり!!! 即刻御申込を乞ふ!!!

地番〇六目丁一上崎根會區北市阪大

銀行 論 叢 會究研題問行銀  
 規法濟經制統 報時濟經制統

戦時統制法令叢書・第一輯

# 法令 企業許可令 挿入式 企業許可令 説解

B 六一五〇頁  
定價 一〇圓  
送料 六錢

附 施行規則他關係法令全部

## 企業許可令の適用範圍

企業許可令の適用を受くる事業は四百四十三業種の多きに達し個人、會社は勿論、工業組合、商業組合購買組合等の如き團體も、大は百貨店から小は行商、賣店、露天商に至る迄均しくその適用を受けるのである。而して指定事業の經營者は、二月十日迄に事業に關する報告書を提出する外、今後は事業の委託、事業設備の新設、擴張又は改良、相續の場合等々には必ず主務官廳の許可を要するのであり、もしこの届出を怠り、或は當局の許可なくして右の委託その他を爲した場合は、國民總動員法の罰則を適用されると共に、營業免許の取消を受けることになるのである。

## 本書の三大特徴

本書は右の如き事業家の最大關心事なる企業許可令の内容を懇切明快且具體的に解説すると共に、施行規則他關係法令を網羅してその完璧を期したが、特に本會獨創の法令挿入式を採用して、この種出版物の新生命を拓いたことは、必ずや江湖の支援と絶讃を博するものと確信する。

好評!!! 目下發賣中!! 書店賣切の際は即刻弊會宛御申込を乞ふ

大坂市北区會館根崎 銀行問題研究会 電話 北三三五〇番  
大坂市一丁目六番地 電話 六一〇〇番

328.1  
F464

終

1.50